

# 物価高騰対策高齢者支援ギフトカード配付事業実施要綱

令和5年6月7日

福祉部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、光熱水費や食料費の消費支出全体に占める割合が特に高いとされる高齢者に対して、物価上昇に対する影響を軽減し、消費の下支えを行うために実施する物価高騰対策高齢者支援ギフトカード配付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配付対象者)

第2条 ギフトカードの配付対象者は、令和5年9月1日時点で加古川市の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 令和5年9月1日時点で75歳以上の者

(2) 令和5年度中に75歳に到達する(昭和24年4月1日以前に生まれている)者

(ギフトカードのチャージ金額)

第3条 配付するギフトカードのチャージ金額は、配付対象者1人当たり3,000円とする。

(ギフトカードの使用期限)

第4条 配付するギフトカードの使用期限は、令和6年2月29日までとする。

(配付の方式)

第5条 ギフトカードは、令和5年9月1日時点で加古川市の住民基本台帳に記録されている配付対象者の住所地宛に、追跡及び到着確認が取れる方法にて送付する。

(返戻の取扱い)

第6条 前条の規定により送付したにもかかわらず、配付対象者の都合により配付できなかったときは、使用期限まで返戻されたギフトカードを保管する。この場合において、配付対象者から再送付の申し出があったときは、前条の規定により再送付する。

(ギフトカードの交換)

第7条 ギフトカードの配付を受けた者は、配付したギフトカードが品質不良等により使用できない場合は、市に対しその交換を求めることができる。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、ギフトカードを配付した後に配付対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段によりギフトカードの配付を受けた者に対し、チャージ金額全額の返還を求める。

(補則)

第9条 この要綱の実施のために必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月20日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。